

## 民法改正を踏まえた各種預金規定改定のお知らせ

平素はしずおか焼津信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和2年4月1日の「民法改正」を踏まえ、各種預金規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定後の新规定は、規定改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

### (1) 改定する預金規定

- 当座勘定規定（一般用）
- 総合口座取引規定・納税準備預金規定
- 定期預金等共通規定・期日指定定期預金規定・自動継続期日指定定期預金規定・スーパー定期預金規定・自動継続スーパー定期預金規定・大口定期預金規定・自動継続大口定期預金規定・変動金利定期預金規定・自動継続変動金利定期預金規定・積立定期預金規定・定額複利預金規定
- 定期積金（スーパー積金）規定・通知預金規定
- 財産形成預金共通規定・一般財形預金規定・財形年金預金規定・財形住宅預金規定
- 後見支援預金規定・振込規定
- キャッシュカード規定（個人・法人）・テビットカード取引規定・Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
- しんきん個人インターネットバンキング利用規定・しんきん法人インターネットバンキング利用規定・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定
- しずしんインターネット支店取引規定・インターネット支店専用普通預金規定・インターネット支店専用定期預金規定

### (2) 改定日

令和2年4月1日（水）

### (3) 主な改定事項

- ① 預金契約の成立について明確化
- ② 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ③ 定期性預金の期日前解約の取扱について明確化
- ④ 各規定変更時の周知方法等について明確化
- ⑤ 相続開始時の預金払戻しについて明確化
- ⑥ 印鑑照合に関する条項の一部追加・変更
- ⑦ 条項新設に伴う条番号変更 等

ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店窓口、営業担当までお問い合わせください。

以上